

●ソ連解体後の国々



史料 PKO協力法 (1992 年)

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、国際連合平和維持活動、人道的な国際
救援活動及び国際的な選挙監視活動に対し適切かつ迅速な
協力を行うため、国際平和協力業務実施計画及び国際平和
協力業務実施要領の策定手続、国際平和協力隊の設置等
について定めることにより、国際平和協力業務の実施体制を
整備するとともに、これらの活動に対する物資協力のため
の措置等を講じ、もって我が国が国際連合を中心とした国
際平和のための努力に積極的に寄与することを目的とする。